


# 監 査 報 告 書


学校法人 高山短期大学

理 事 会 御 中

平成 2 7 年 5 月 1 9 日

学校法人 高山短期大学

監 事 大保木 結 

監 事 野尻 修二 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人高山短期大学寄付行為第15条に基づき、学校法人高山短期大学の平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）における業務及び財産の状況について監査を行いました。

## 1. 監査の報告の概要

私たちは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べ、理事からの業務の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧するとともに主要な関係部署における業務及び財産の状況を監査し、また会計監査人と連携して計算書類等の検討を行うなど、「学校法人高山短期大学監査規程」に準拠した必要と思われる監査手続きを実施しました。

## 2. 監査結果

- (1) 会計帳簿は記載すべき事項を正しく記載し、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入明細表及び基本金明細表を含む）並びに財産目録に係る記載と合致しているものと認めます。
- (2) 学校法人高山短期大学の業務執行状況並びに財産の状況に関する不整の行為または法令もしくは寄付行為に違反する事実のないことを確認いたしました。